平成２９年（フ）第３７号
仙台市泉区向陽台４丁目７番14号　伊藤コーポ205、従前の住所仙台市宮城野区田子３丁目16番11号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２３号
千葉県八千代市米本2427番地22
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７４号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目５番地の20　パークハイツ205号
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８号
千葉県市川市福栄１丁目23番13号
債務者　目原　芳枝
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９号
千葉県市川市鬼越１丁目８番15号（イオチハイツ７－713号）
債務者　小岩井　敬
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
千葉県木更津市祇園２丁目６番７号
債務者　石井　栄子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５号
千葉県木更津市請西２丁目１番14号
債務者　坂井　史明
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４３１号
新潟市中央区関屋本村町１丁目112番地　みやと荘101号、前住所新潟市中央区関屋田町１丁目111番地
債務者　石田　　清
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３３号
新潟市西蒲区巻乙1856番地８
債務者　石澤　真弓
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
新潟市北区松浜東町１丁目１番17号１　201号、前住所新潟市北区太夫浜新町１丁目１番14号　セイバリー101号
債務者　若松　　愛
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
長野県東筑摩郡山形村7764番地
債務者　倉畑　道久
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７号
長野県松本市大字里山辺5180番地１　横山住宅う号
債務者　梶ケ谷　久
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第９号
長野県松本市宮渕２丁目３番24号
債務者　菊池　睦美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０号
長野県駒ヶ根市赤須東12番７号
債務者　米澤　和子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１８２３号
愛知県岩倉市八剱町井ノ下41番地３（サニーコート102号）、従前の住所愛知県清須市春日高札２番地１　ガーデン山内101
債務者　劔　　純也　（旧姓岡田・鈴木・安藤）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６号
名古屋市名東区つつじが丘501番地　メゾンつつじが丘202号
債務者　諸上　恵子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３号
兵庫県姫路市西今宿２丁目２番13号　福田アパート
債務者　坂本　直代
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部